

真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。特に、デジタル化に関する提案については、住民サービスの向上や都市自治体の業務効率化につながり、地方分権改革を深化させるものであることから、提案を積極的に実現すること。

また、都市自治体の計画策定等については、策定を義務付けず、「努力義務規定」や「できる規定」としていても、これを財政支援等の要件としていることなど、計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、令和5年3月に閣議決定された「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」が実効性を持つように運用することを含め、地方の負担軽減に資する具体的な取組を進めること。

さらに、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、権限移譲や「従うべき基準」を含めた義

務付け・枠付けの見直し等について、これまでの改革において実現に至らなかった内容を含め、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

また、手挙げ方式の活用を含め、自治体の規模や実情を踏まえて取り組むこと。

4. 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

また、地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

5. 住民の利便性向上及び都市自治体の事務負担の軽減を図る観点から、デジタル化の推進に当たっては、現在、住民が市町村を経由して都道府県または国に対し届出・申請等を行うこととされている事務について、市町村を経由せずに直接手続きが行えるようシステムを整備・構築するとともに、市町村経由事務をできる限り廃止すること。

6. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営を行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

7. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。

8. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権の拡大を図ること。

また、多様な大都市制度の在り方について、検討を進めること。

9. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行い、すべての自治体が円滑に事業を開始できるよう、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

10. 定住自立圏及び連携中枢都市圏の対象要件を緩和するとともに、財政措置を拡充すること。

さらに、圏域同士で連携し、より広域的な連携の効果を生み出そうとする取組を後押しするような制度の拡充等のほか、広域行政の計画的・安定的な推進に資する新たな財政措置について、検討を行うこと。

また、圏域の施策立案に資するデータ基盤を整備すること。

11. 地方における公務員の確保のため、引き続き、公務員の初任給の引上げを図ること。また、公務員の地域手当については、隣接都道府県・近隣市町村との間における支給割合に大きな格差が生じないように、必要な措置を講じること。

さらに、寒冷地手当について、より地域の実態も踏まえた支給地域の選定基準となるよう、見直しを行うこと。

12. 会計年度任用職員制度について、適正な勤務条件を確保するとともに必要となる手当や給与などの財源を引き続き確実に確保すること。

また、定年前再任用短時間勤務職員の適正な給与水準については、定年引上げ実施後の給与の取扱いを踏まえつつ、その在り方を検討し、対応すること。

13. 複雑・多様化する行政課題に対応し、持続可能な行財政運営を行っていくため、専門性を有する人材の採用や役職定年制の運用等について、各地域の実情に応じ、より柔軟に行えるようにすること。

また、自治体の人材研修に対し、財政措置の拡充を行うこと。

14. 合併特例債については、新市建設計画等の事業を円滑に執行することができるよう、合併市町村の実情に応じた支援を行うこと。